

学校職員の懲戒処分について（令和5年10月教育委員会定例会）（議案第31号関係）

No.	1
処分年月日	令和5年10月30日
処分の種類	停職2月
処分の理由	文書偽造及び不適切な事務処理
	<p>(事件・事故の概要)</p> <p>被処分者は、令和3年度から令和5年6月までの間、次の非違行為を行った。</p> <p>(1) 令和5年4月から6月までの間において、当該校児童の給食費の口座引落に係る事務を行うために保護者から徴した自動払込利用申込書を紛失し、紛失の事実を隠蔽するため、当該文書を偽造した。</p> <p>(2) 令和3年度から令和5年6月までの期間における契約について、支払遅延（24件、総額335,362円、最大約4か月）を発生させた。</p>
事件発生日	令和3年度から令和5年6月
被処分者の年齢	20歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	小学校
被処分者の職	主事
備考	盛岡教育事務所管内 (盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町)

学校職員の懲戒処分について（令和5年10月教育委員会定例会）（議案第32号関係）

No.	2
処分年月日	令和5年10月30日
処分の種類	戒告
処分の理由	交差点安全進行義務違反 (軽傷事故)
	(事件・事故の概要) 被処分者は、令和4年11月11日(金)午前7時55分頃、出勤のため普通乗用自動車を運転し、一関市地主町の丁字路交差点で、右折進行する際、横断歩道上を進行してきた自転車の後部に自車右前部を衝突させ、相手方に、加療約4か月を要する左鎖骨骨折等の傷害を負わせた。
事件発生年月日	令和4年11月11日(金)
被処分者の年齢	20歳代
被処分者の性別	男性
被処分者の所属	中学校
被処分者の職	教諭
備考	県南教育事務所管内 (奥州市、金ヶ崎町、一関市、平泉町)